

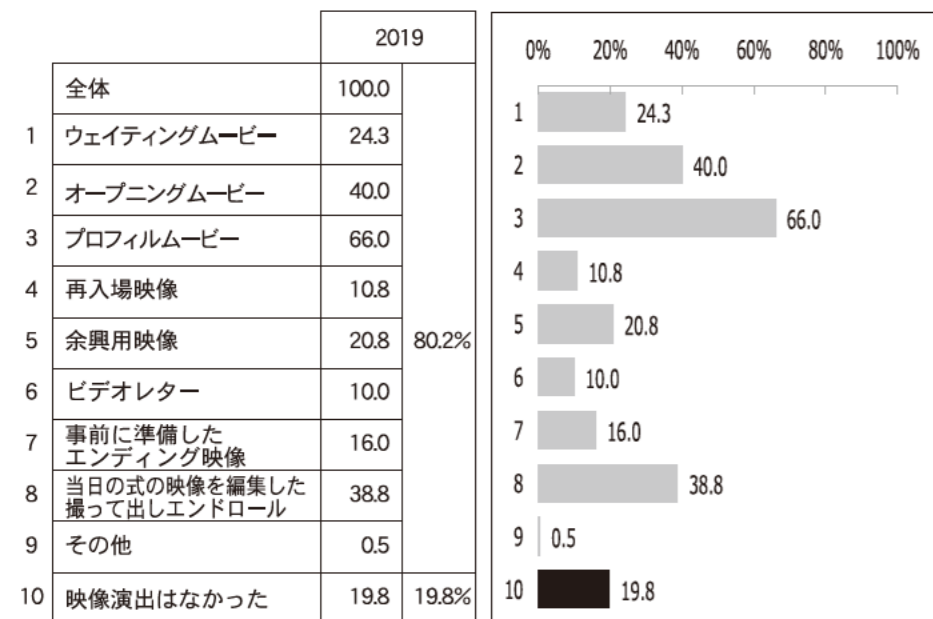
# 披露宴の曲選びは「歌詞」に注目 音楽著作権の認知度大幅アップ

ISUM調査

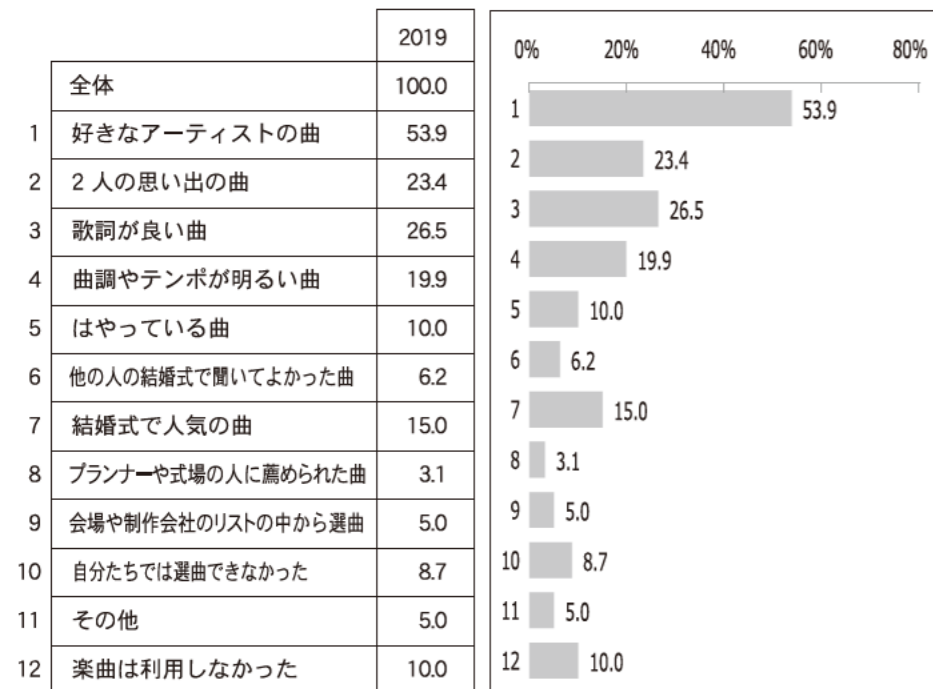
一般社団法人音楽特定利用促進機構（ISUM）は今年2月、20代から40代の3年以内に披露宴を行った新郎新婦400人を対象に、プライダルシーンで使われる音楽に関する調査を行った。プロフィールムービーやエンドロールなどの映像演出が8割を超える披露宴で実施される中、映像演出で利用した楽曲の選曲理由は1位が「好きなアーティストの曲」、2位が「歌詞が良い曲」だった。披露宴で利用する楽曲をコピーしてCD、DVDなどを作成する場合、著作権・著作隣接権（音楽著作権）の権利者に許可を得たり、手続きをしたりする必要があることを知っている人は69.0%で、5年前の前回調査（34.5%）から大きく上昇している。

◇  
◇  
◎ISUM プライダルシーンにおける市販楽曲の利用促進および音楽著作権の啓発活動の一翼を担うことを目的に2013年10月に設立。プライダルで使う音楽の著作権・著作隣接権の権利処理手続きをオンライン上で簡単に行えるシステムを提供し、手続きを代行している。

## Q.披露宴でどのような「映像演出」を行いましたか(いくつでも)

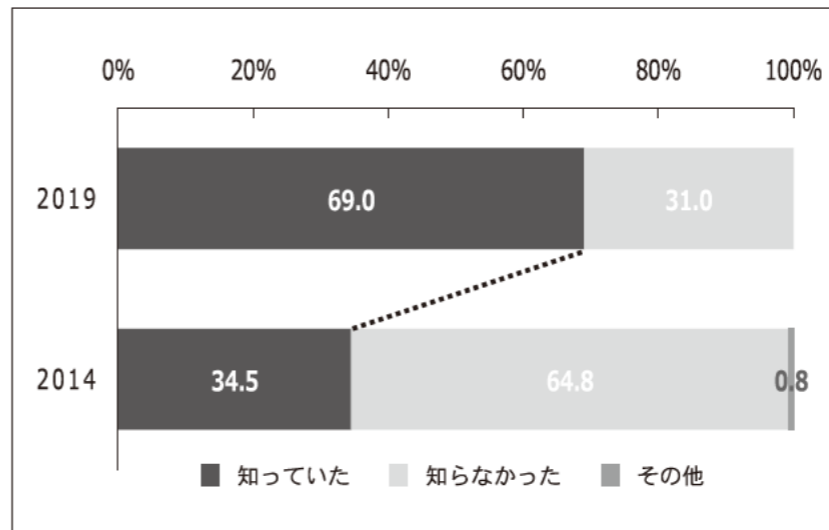


## Q.披露宴の「映像演出」で利用した楽曲は、どのような理由・方法で選曲しましたか。選曲のポイントを教えてください(いくつでも)

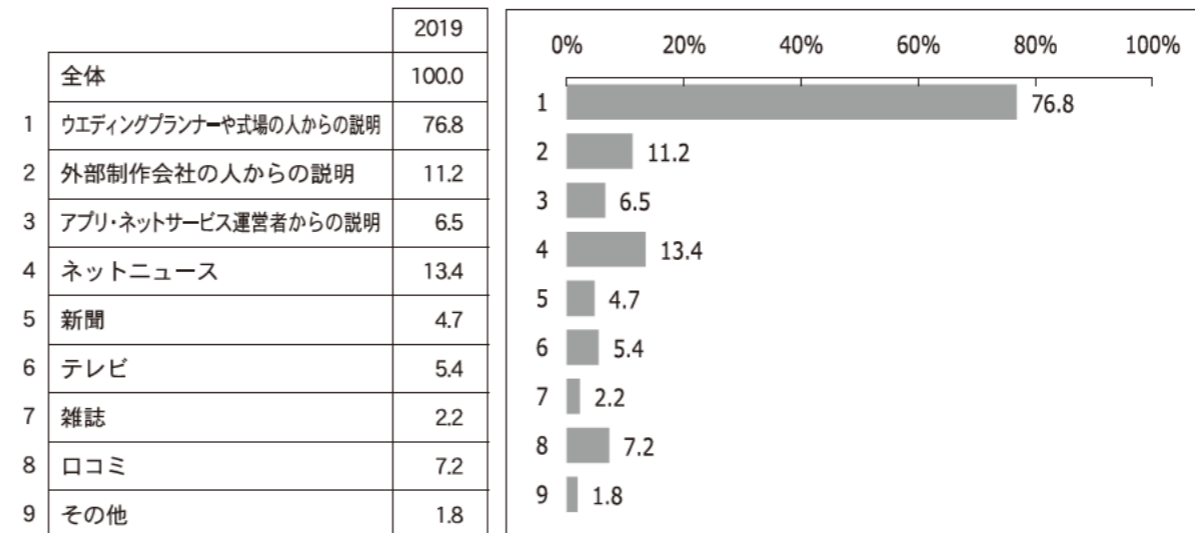


## Q.披露宴で利用するために楽曲をコピーして、CD・DVD等を作成する際、著作権・著作隣接権の権利者の許可を得たり、手続きをする必要がありますが、そのことはご存知でしたか

	2019	2014
全体	100.0	100.0
知っていた	69.0	34.5
知らなかった	31.0	64.8
その他	0.0	0.8



## Q.楽曲をコピーして、CD・DVD等を作成する際、著作権・著作隣接権の手続きが必要なことは、何で知りましたか(いくつでも)



## Q.披露宴で音楽を利用する際の著作権・著作隣接権の手続きについて、式場・ホテルなど会場に求めることは何ですか

		2019	
全体		100.0	
正しく音楽を利用できるよう手続きをしてくれる会場がよい		81.5	80.2%
違法でも権利者に知られなければ手続きせずに音楽を利用できる会場がよい		9.3	
音楽は使わないので、特に求めることはない		8.8	
その他		0.4	

